

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
健康倶楽部志木幸町	志木市幸町二 ―四―一六	株式会社アイ ム志木	認知症対応型 共同生活介護	令和七年五月一 日
ウエルパーク薬 局北本店	北本市中央三 ―四五	株式会社ウエ ルパーク	居宅療養管理 指導	令和七年四月一 日
松本歯科医院	富士見市関沢 〇二―一五―四	松本 賢一	居宅療養管理 指導	令和七年三月一 日